

[総務文教常任委員会審査報告]

総務文教常任委員会は9月18日、19日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告申し上げます。

付託案件は、

- 第45号議案 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第47号議案 職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について中、関係部分
- 第48号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第49号議案 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第50号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第52号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算（第3号）中、関係部分
- 第53号議案 令和7年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 令和7年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 第65号議案 工事請負契約の締結について（公共施設照明LED化業務）
- 第66号議案 工事請負契約の締結について（市立緑が丘町公民館大規模改修工事）

の以上12件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第49号議案は賛成多数で、その他の議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

まず、公共施設照明LED化業務についてであります。

本業務は、公共施設の照明設備をLED化することで、対象施設の電力使用量及び電気料金の削減につなげる事業であります。令和9年12月末に一般照明用蛍光ランプの製造が終了することに伴いこのたび実施するものですが、今後、公共施設の維持管理経費の節減に向けての見直しは、必要に迫られてからではなく将来を見据えた上で計画的かつ早期に着手されたいのであります。

次に、三木市学校給食費徴収条例の一部改正についてであります。

本条例改正は、現行の給食費の額では三木市学校給食摂取基準を満たした適正な給

食を提供することが困難であると考えられることから、給食費の額を改定することが妥当であるとの学校給食審議会からの答申を受け、改定しようとするものでありますが、今後も物価高騰が続き、子育て世帯の家計への負担増が予想されるため、国等の動向も見極めながら、市長部局とも連携して一般会計の繰入についても検討されたいのであります。

次に、吉川地域小中一貫校設置に係る基本計画策定についてであります。

本計画は、吉川地域における小中一貫校の設置を進めるに当たり、建設の規模、配置、外観などの全体像を確定し、概算費用を算出するため策定するものでありますが、建設コストが上昇し市の財政状況も厳しい中、コスト低減のためまずは既存施設の活用を検討すべきと考えますが、改修が必要なのか、改修するメリットがあるのかなども含めて、基本計画を策定していく中でよく協議を行い、児童生徒にとってより良い教育環境となるよう研究しながら事業を進められたいのであります。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。